



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

未払い賃金立替額の増加

事業停止や経営破たんなどで賃金を受け取れない労働者を救済するため、労災保険を財源として国は原則として未払い賃金の総額の8割を立て替えています。

倒産の増加を背景に、企業の未払い賃金を国が立て替える額が増加しています。

厚生労働省のまとめによると、2009年度の立て替え払い額は前年度に比べて34.5%増の333億9100万円となりました。

前年度を上回るのは4年連続で、支給者数は6万7774人と24.5%増え、1976年の立て替え払い制度発足以降、過去2番目に高い水準だそうです。

09年度の対象企業数は4357件と19.7%増え、これは3年連続増加。また、4000件を上回るのは03年以来6年ぶりです。

企業の規模別では、社員数30人未満の中小零細企業が全体の85%を占めました。08年秋以降の景気後退が尾を引き、上期の立て替え払いが多かったものの、下期は金額・件数ともやや落ち着きを見せているそうです。(日本経済新聞)

前年度比34.5%増や、過去2番目に高い水準等、昨今の不景気の厳しさが表れています。

< 未払い賃金立替払制度とは >

「賃金の支払いの確保等に関する法律」に基づき、企業が「倒産」したために賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、その未払い賃金の一定範囲について、「独立行政法人労働者健康福祉機構」が事業主が変わって支払う制度です。

「倒産」に関しては、法律上の倒産だけでなく、事実上の倒産(事業活動に著しい支障を生じた事により、労働者に賃金を支払えない状態になったことについて労働基準監督署長の認定があった場合)も含まれます。具体的には、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態になった時を言います。

< 受け取ることができる人は >

労災保険の適用事業で1年以上働いていた労働者(法人、個人、労災加入手続きや保険料納付の有無を問いません)。

労働者は破産手続開始等の申立てがあった日の6か月前の日から2年以内に退職した事が必要です。金額は未払賃金の総額の100分の80で、当該額が2万円未満は支給を受けられません。また、申請は倒産の日から2年以内にする事が必要です。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

税金Q&A



Question (第一生命の株式会社化に伴う課税関係)

H22/4/1の第一生命の株式会社化に伴い、保険契約者として当社に5.25株の割当があり、5株は株式として、0.25株は金銭として受け取りました。課税関係を教えてください。

Answer

株式として受け取る5株については、売出価格14万円×5株 = 70万円を収益計上します(有価証券 70万円 | 雑収入 70万円)。金銭で受け取る0.25株については、(売出価格14万円 - 証券会社手数料4,315円) × 0.25株 = 33,922円を収益計上します(預金 33,922円 | 雑収入 33,922円)。消費税は、 は不課税取引、 は非課税取引となります。

解説



国内最多の約150万人の株主が誕生するとして、H22/4/1の第一生命の株式会社化は話題となり、公募売価格14万円に対し初値が16万円つきました。恩恵を受けた方も大勢いらっしゃるかと思われますので、今回は課税関係を整理しておきます。

< 法人株主の場合 >

整数部分を株式として受け取った場合、端数部分を金銭で受け取った場合の課税関係は上記の通りです。株式の割当は対価性がなく不課税取引となりますが、株式譲渡により換金する行為は非課税取引となり、売却価額の5%相当額を課税売上割合の計算上考慮する必要があります。

整数部分を金銭で受け取った場合は、証券会社の手数料(1株当り4,315円)と送金費用を損金計上することができます。

H22/4/1の属する事業年度の益金となりますので、4月決算の会社等ご注意ください。

< 個人株主の場合 >

たとえ事業用の生命保険契約であったとしても、株式会社化に伴って偶然に実現する一時の所得であることから、一時所得となります。

一時所得 = 733,922円(+) - 収入を得るために支出した金額0円 - 特別控除50万円 = 233,922円となり、この2分の1が20万円以下である場合(具体的には受け取った株式が90万円以下の場合)は、確定申告が不要な場合があります。

また、整数部分を金銭で受け取った場合は、証券会社の手数料(1株当り4,315円)を、他の株式の譲渡所得や配当所得から控除することができる場合があります。

確定申告の要否や他の所得との通算等につきましては、税理士等の専門家にご相談下さい。

根拠条文等

国税庁HP H13/7/11付課審3-88「大同生命保険相互会社が株式会社へ組織変更した場合の税務上の取扱いについて(通知)」

お問合せ先: 朝日税理士法人 052 - 571 - 5480 または info@asahitax.or.jp 田島まで